

様式第一（第一条関係）

薬 局 開 設 許 可 申 請 書

薬 局 の 名 称			
薬 局 の 所 在 地			
薬 局 の 構 造 設 備 の 概 要			
調剤及び調剤された薬剤の販売 又は授与の業務を行う体制の概要			
医 薬 品 の 販 売 又 は 授 与 を 行 う 体 制 の 概 要			
(法 人 に あ つ て は) 薬 事 に 関 す る 業 務 に 責 任 を 有 す る 役 員 の 氏 名			
通 常 の 営 業 日 及 び 営 業 時 間			
相 談 時 及 び 緊 急 時 の 連 絡 先			
薬 剤 師 不 在 時 間 の 有 無		有 ・ 無	
特 定 販 売 の 実 施 の 有 無		有 ・ 無	
健 康 サ ポ ー ト 薬 局 で あ る 旨 の 表 示 の 有 無		有 ・ 無	
申 請 者（法人にあつては、 薬事に関する業務 に責任を有する役員を含む。） の 欠 格 条 項	(1)	法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	
	(2)	法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	
	(3)	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、3年を経過していない者	
	(4)	法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者	
	(5)	麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	
	(6)	精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	
	(7)	薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者	
備 考			

上記により、薬局開設の許可を申請します。

年 月 日

住 所 （法人にあつては、主
たる事務所の所在地）

氏 名 （法人にあつては、名
称及び代表者の氏名）

山口県知事

殿

薬 局 の 管 理 者	氏 名			
	住 所			
	週 当 た り 勤 務 時 間 数			
	種 別	薬 剤 師		
	薬 剤 師 名 簿 登 録 番 号		薬 剤 師 名 簿 登 録 年 月 日	
そ の 他 の 薬 剤 師 又 は 登 録 販 売 者	氏 名			
	住 所			
	週 当 た り 勤 務 時 間 数			
	種 別	薬 剤 師 ・ 登 録 販 売 者		
	薬 剤 師 名 簿 登 録 番 号 又 は 販 売 従 事 登 録 番 号		薬 剤 師 名 簿 登 録 年 月 日 又 は 販 売 従 事 登 録 年 月 日	
そ の 他 の 薬 剤 師 又 は 登 録 販 売 者	氏 名			
	住 所			
	週 当 た り 勤 務 時 間 数			
	種 別	薬 剤 師 ・ 登 録 販 売 者		
	薬 剤 師 名 簿 登 録 番 号 又 は 販 売 従 事 登 録 番 号		薬 剤 師 名 簿 登 録 年 月 日 又 は 販 売 従 事 登 録 年 月 日	
そ の 他 の 薬 剤 師 又 は 登 録 販 売 者	氏 名			
	住 所			
	週 当 た り 勤 務 時 間 数			
	種 別	薬 剤 師 ・ 登 録 販 売 者		
	薬 剤 師 名 簿 登 録 番 号 又 は 販 売 従 事 登 録 番 号		薬 剤 師 名 簿 登 録 年 月 日 又 は 販 売 従 事 登 録 年 月 日	
そ の 他 の 薬 剤 師 又 は 登 録 販 売 者	氏 名			
	住 所			
	週 当 た り 勤 務 時 間 数			
	種 別	薬 剤 師 ・ 登 録 販 売 者		
	薬 剤 師 名 簿 登 録 番 号 又 は 販 売 従 事 登 録 番 号		薬 剤 師 名 簿 登 録 年 月 日 又 は 販 売 従 事 登 録 年 月 日	

○ 1 日平均取扱処方箋数

1 日平均取扱処方箋数	枚
-------------	---

○通常の営業日及び営業時間

薬局の営業日及び 営 業 時 間	営業時間の1 週間の総和 (時間/週)
薬局の開店日及び 開 店 時 間	開店時間の1 週間の総和 (時間/週)
要指導医薬品又は 一般用医薬品の 販売の開店日及び 開 店 時 間	要指導医薬品又は一般用医薬品を販売等する1 週間の総和 (時間/週)
要指導医薬品の 販売の開店日及び 開 店 時 間	要指導医薬品を販売等する1 週間の総和 (時間/週)
一般用医薬品の 販売の開店日及び 開 店 時 間	一般用医薬品を販売等する1 週間の総和 (時間/週)
第一類医薬品の 販売の開店日及び 開 店 時 間	第一類用医薬品を販売等する1 週間の総和 (時間/週)

○販売・授与する医薬品の区分

販売・授与する 医 薬 品 の 区 分	☐ 薬局医薬品 (薬局製造販売医薬品を除く。) ☐ 薬局製造販売医薬品 ☐ 要指導医薬品 ☐ 第一類医薬品 ☐ 指定第二類医薬品 ☐ 第二類医薬品 (指定第二類医薬品を除く。) ☐ 第三類医薬品
------------------------	--

○兼営事業の種類

兼営事業の種類	☐ 高度管理医療機器等販売業・貸与業 ☐ 管理医療機器販売業・貸与業 ☐ 再生医療等製品販売業 ☐ 医薬部外品 ☐ 化粧品
---------	--

○特定販売の状況

特定販売を行う際に使用する通信手段	☐インターネット ☐電話 ☐カタログ ☐その他（ ）
特定販売を行う医薬品の区分	☐第一類医薬品 ☐指定第二類医薬品 ☐第二類医薬品（指定第二類医薬品を除く。） ☐第三類医薬品 ☐薬局製造販売医薬品 （毒薬及び劇薬であるものを除く。）
特定販売を行う営業日及び営業時間	[]
特定販売のみを行う営業時間の有無	有 ・ 無
特定販売のみを行う営業日及び営業時間	[]
特定販売の実施方法に関する適切な監督に必要な設備の概要	[特定販売のみを行う営業時間がある場合のみ]
特定販売を行うことに関する広告等に表示する薬局等の名称	☐申請薬局等の名称と同じ ☐申請薬局等の名称と異なる [異なる場合はその名称]
特定販売を行うことに関してインターネットを利用して広告を行う場合の主たるホームページアドレス及び主たるホームページの構成の概要	・主たるホームページアドレス [(当該ホームページの必要なパスワード等がある場合には、そのパスワード等も併せて記載すること。)] ・主たるホームページの構成の概要 []